令和６年第４回廿日市市農業委員会総会議事録

１．日　　時　令和６年４月９日（火）
午前１０時００分開会　　　午前１０時５５分閉会

２．場　　所　廿日市市役所　　７階会議室

３．出席委員（農業委員　１４名）

１番　河井　孝之	２番　木浦　紀幸	３番　神鳥　正貴
４番　是佐　惠美子	５番　松井　祥壮	６番　梶原　安行
７番　山田　政則	８番　岩木　國明	９番　古川　憲吾
１０番　吉田　雅子	１１番　中谷　純子	１２番　中田　安義
１３番　岡　真由美	１４番　岩本　博志	

（推進委員　１２名）

推進委員　登　宏太郎	推進委員　岡村　昭男	推進委員　中田　進
推進委員　清水　透	推進委員　掘田　良昭	推進委員　三田　邦男
推進委員　田丸　和也	推進委員　松井　辰夫	推進委員　安井　多佳子
推進委員　小西　礼子		

４．欠席委員（０名）
推進委員　中山　憲治　　　推進委員　倉本　良夫

５．議事録署名委員
３番　神鳥　正貴　　　４番　是佐　惠美子

６．会議に出席した委員以外の者

７．服務のため出席した者

農業委員会事務局長		齋藤　千文
	主　事	原田　ゆみ
（佐伯支所）	次　長	西田　昭子
	次　長	藤本　秀樹
（吉和支所）	次　長	谷口　桂司
	主　事	眞鍋　秀
（大野支所）	次　長	坂田　和典
	主任主事	奥田　規之
（宮島支所）	次　長	土井　勇
	主任主事	佐々木　駿

８．会議に諮った議題
《審議事項》
⑴ 議案　 14 号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（利用権貸借）
⑵ 議案第 15 号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（一括方式）

⑶ 議案第 16 号　農地法第３条の規定による許可申請について
⑷ 議案第 17 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
⑸ 議案第 18 号　利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

《報告事項》
⑴ 報告第　1号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
⑵ 報告第　2号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
⑶ 報告第　3号　農地等の公売に伴う買受適格証明申請（届出関係）の専決処理について
⑷ 報告第　4号　地目変更登記に係る登記官からの照会について

９．その他
（開会　午前１０時００分）

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和６年第４回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数１４名、本日の出席委員１４名、在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本総会は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第２０条第２項の規定に基づき、３番、神鳥委員さん、４番、是佐委員さんのご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第１４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第１４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、説明させていただきます。座って説明させていただきます。 議案書は３ページ、位置図は１ページになります。 番号３０番、農地の所在は津田字小吏、登記地目は田で、面積は３筆の１，８６７平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、報告日から令和７年２月２８日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第１４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農

	用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ３０番につきまして、木浦委員さん、お願いします。
２番委員	２番、木浦です。３月１９日、松井辰夫委員、事務局１名で現場確認を済ませた。地図が１ページで、右は佐伯中学校です。県道３０号側の農地ですが、ここは恐らく手が入ったところが一部あるのではないかと思います。荒起こしも済まされて準備されている状態です。もう一つは少し山の手に入ったところの上側の網かけのところです。それで、利用権を設定するものは２名とも高齢ということで、新規で使用貸借で貸しますということです。設定を受ける者はまだ若い人ですし、農業従事日数とか所有の農機具等も持っておられて問題ないと思いますので、審議のほど、よろしくお願いします。　それと、上の山のところも既に荒起こしも全部済ませておられましたので、報告します。
議長	ありがとうございました。この件につきまして、ご意見・ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。
	≪委員より質疑等なし≫
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第１４号について、承認することに異議はございませんか。
	≪委員より異議等なし≫
議長	異議なしと認め、議案第１４号について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第１５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一括方式について議案としますが、議席番号１２番の中田委員さんが関係する案件のため、中田委員さんは退席をお願いいたします。
	＝中田委員退席＝
議長	事務局から、説明をお願いします。
事務局	議案第１５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一括方式について説明させていただきます。 これにつきましては、今までの総会で審議していただいた貸

	し付ける案件の続きになります。 議案書は５ページ、位置図は２ページになります。 番号３１番、農地の所在は吉和字熊崎大、登記地目は田で、面積は１筆の８２４平方メートルで、利用目的は田です。期間は報告日の翌日から令和１５年１２月３１日までで、賃貸借から使用貸借に変更し、新規設定を行うものです。 内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第１５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一括方式について説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ３１番について、岡職務代表、お願いいたします。
会長職務代理者	番号３１番について説明します。１３番の岡です。3月２５日に事務局１名、中田委員と私と倉本推進委員とで現地を確認いたしました。これが以前より出ておりまして、〇〇から農業振興財団への案件であります。近くの吉和にいらっしゃる方はできていますけれども、相続が移動されたりして遠くに住まわれる方となかなか連絡が取れないもので、少しずつになっています。もう少しあるかなとは思いますけれども、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	この件につきまして、ご意見・ご質問等があればお願いします。ございませんか。
	≪委員より質疑等なし≫
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第１５号について、承認することに異議はございませんか。
	≪委員より異議等なし≫
議長	異議なしと認め、議案第１５号について承認することに決定します。 それでは、中田委員さん、お席にお戻りください。
	＝中田委員入席＝
議長	続きまして、議案第１６号、農地法第３条の規定による許可申請について、議案とします。 説明をお願いします。

事務局

議案第１６号、農地法第３条に規定による許可申請について、説明をさせていただきます。

議案書は７ページ、位置図は３ページから５ページになります。

番号５１番、農地の所在は玖島字北川上、登記地目は田で、面積は１筆の１２８平方メートルの申請で、権利の移転理由は譲渡人は労力不足により耕作困難なため、譲受人は現在耕作している農地に隣接し便利であるためで、有償の所有権移転です。

次に、番号６８番、農地の所在は永原字芋ヶ迫山、登記地目は田で、面積は１筆の９９平方メートルの申請で、権利の移転理由は譲渡人は高齢のため耕作困難、譲受人は譲渡人から借りて耕作しており今回譲り受けるためで、無償の所有権移転です。

次に、番号６９番、農地の所在は原字矢ノ崎、登記地目は田で、面積は１筆の１，７３８平方メートルの申請で、権利の移転理由は譲渡人は高齢のため耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。

いずれも保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第１６号、農地法第３条の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

５１番について、清水委員さん、お願いします。

清水推進委員

推進委員の清水です。３月１４日、農業委員の梶原委員と事務局１人と３名で現地確認に行きました。譲渡人の○○さんは３年前にお母さんを亡くされまして、本人も足や腰が痛く農業をするような状態でないことから、譲受人の○○さん、これはいとこになりますが、有償の移転ということになりました。既に耕して何か植えてある感じもしましたので、また、近所が空き家で一切迷惑をかけるようなところではありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議長

ありがとうございました。

６８番について、三田委員さん、お願いします。

三田推進委員

推進の三田です。６８番について、説明をいたします。

場所は位置図の４ページで、玖島別れのスパークから大きい県道を玖島方向に約１キロのところ、永原説教場がありますが、そこから南、玖島川に沿って２、３００メートル下ったところであります、赤の網かけの部分です。３月１９日に事務局と河

	井委員、小西推進委員の４名で現地の確認を行っております。 ○○さんですが、遠方に住んでいるのと高齢ということがありまして、管理が難しいということで、管理をしてもらっております○○さんに今回譲り渡すものであります。譲受をいたしまして、じゃがいもとか大根といった野菜を作るそうです。現状は雑草等が生えてはおりましたが、特に問題はないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。 　以上です。
議長	ありがとうございました。 　それでは、６９番について、岡村委員さんお願いします。
岡村推進委員	推進委員の岡村です。６９番について説明をさせていただきます。地図は５ページです。３月１５日に中谷委員と私と事務局２名とで現地調査をしてまいりました。場所は原小学校にある道路、すぐそばにあります農地です。道路近くに○○という施設がありますからよく車が通るところであります。ここの農地は、譲渡人の方は高齢で耕作できないということで結構荒れていたのですけどもきれいにされておりまして、譲受人の方の橋本さんは新規農業経営を始めるということできれいにされておりました。また、新規といいながら農機具も持っておられると伺っております。耕作意欲もあると思うので、全く問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。この３件について、御意見・御質問等があればお願いいたします。ございませんか。
	≪委員より質疑等なし≫
議長	意見がないようですので、お諮りします。 　議案第１６号について、許可することに異議はございませんか。
	≪委員より異議等なし≫
議長	異議なしと認め、議案第１６号について許可することに決定をいたします。 　続きまして、議案第１７号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、議案とします。 　事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第１７号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 　議案書８ページ､位置図は６ページから８ページになります。 　番号３６２番、農地の所在は地御前字大神の第２種農地で、

	登記地目は田で、面積は４筆の２，５１３平方メートルの申請です。転用理由は露店駐車場及び資材置場として利用するための申請で、過去に転用許可申請がされております。 次に番号６３番、農地の所在は友田字里地の第２種農地で、登記地目は田で､面積は１筆の６５１平方メートルの申請です。転用理由は住宅及び駐車用､庭として利用するための申請です。 次に番号６５番､農地の所在は大野字十郎原の第２種農地で、登記地目は畑で､面積は１筆の５２６平方メートルの申請です。転用理由は露店駐車場として利用するための申請です。 いずれも書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案１７号、農地法第５条第１項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ３６２番について、私、１４番の岩本がご説明いたします。 １２月１９日、事務局、中山委員と現地調査を行いました。この件につきまして、今まで度々ここで審議していただきました〇〇の露店駐車場でございます。周りは全て〇〇の土地になっておりますので、全く問題はないと思われます。 審議のほど、ひとつよろしくお願いをいたします。 ごめんなさい、地図は６ページでございます、よろしくお願いをいたします。 続きまして、６３番、小西委員さん、お願いいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です｡６３番の農地法第５条の申請について、説明をいたします。 ３月１９日、河井委員、事務局と３人で現地確認をいたしました。場所は地図の７ページで、友和小学校より県道を津田方面に向かって３００メートルぐらいのところになります。転用の目的は、木造平屋建て住宅１棟と駐車場として、庭として利用するためです｡この辺りは住宅が４棟とアパートが１棟あり、空き地の多いところで農地はありませんので、別に問題ないと思います。 よろしくご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。６５番について、山田委員さん、お願いいたします。
７番委員	７番の山田です。３月１２日に吉田委員と事務局とで現地を確認しております。ここは露店の駐車場にするということですが、転用によって別に周辺農地に支障を与える心配はないと思

	います、別に問題ないと思います、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 先ほどちょっと、私、言い忘れましたが、この○○の件につきまして、今回が最後ということでございますので、よろしくお願いいたします。 この３件につきまして、ご意見・ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。
	≪委員より質疑等なし≫
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第１７号について、許可することに異議はございませんか。 ≪委員より異議等なし≫
議長	異議なしと認め、議案第１７号について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案１８号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、議案とします。 説明をお願いいたします。
事務局	議案１８号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、説明させていただきます。 議案書は１０ページ、位置図は９ページから１２ページになります。議案第１８号資料①も併せて御覧ください。 番号１番、農地の所在は大野字上更地の第２種農地で、登記地目は田で、面積は１筆の４８５平方メートルの申請です。 次に、番号３番、農地の所在は大野字上の浜一丁目の第２種農地で、登記地目は畑で、面積は１筆の２，９７１平方メートルです。 次に、番号４番、農地の所在は大野字、同じく上の浜一丁目の第２種農地で、登記地目は畑で、面積は１筆の５６７平方メートル。 次に、番号５番、同じく農地の所在は大野字上の浜一丁目の第２種農地で、登記地目は畑で、面積は１筆の１，００８平方メートル。 次に、番号７番、農地の所在は大野字鳴川の第２種農地で、登記地目は畑で、面積は１筆の６３０平方メートル。 次に、番号９番、農地の所在は吉和字美濃木の第２種農地で、登記地目は田で、面積は７筆の２，２３４平方メートルの申請です。 いずれも、昨年の農地パトロール後、該当する土地所有者等の確認を行いまして、再度現地調査を行ったところ、現地は自然かい廃した土地で、森林の様相を呈しているなど農地に復元

	するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認めましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、農地に該当しない旨の判断は可能と考えます。 　以上で、議案第１８号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 　１番から７番までを山田委員さん、お願いいたします。
７番委員	資料の１の状況調査票がありますが、これに写真つきで載っております。この案件全部、去年の９月ですか、農地パトロールをしまして、それ以前から、その前の年からも同じような状態でしたが、そこが山になっているということで農地に変えることがかなり難しい状況で、今、事務局がおっしゃいましたようにすでに山林化して、非農地にするのが適当ではないかということで「非農地」判断をいたします、問題ないと思います、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 　それでは、９番について、中田委員さん、お願いします。
１２番委員	１２番の中田です。番号９番について説明します。同じように資料の一番最後のページ、６ページです、地図については１２ページです。１０月１６日に岡職務代理、岡本推進委員と事務局と一緒に現地に行きました。現地は写真のとおりほぼ原野化して原木とつるがいっぱい生えております。ということで、とても農地に戻すことは不可能だと思います。周りの農地にしてもほぼ同じ状態です。農地パトロールが始まってからずっとこのような状態でおりましたが、何とかしなければいけないと思い、今回こういう形になりました。以上です。
議長	ありがとうございました。この件につきまして、ご意見・ご質問等があればお願いをいたします。
	≪委員より質疑等なし≫
議長	意見がないようですので、お諮りします。 　議案第１８号について、非農地である旨を通知することに異議はございませんか。
	≪委員より異議等なし≫
議長	異議なしと認め、議案第１８号について非農地である旨を通

	知することにいたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告します。 お願いいたします。
事務局	報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は１０ページ、位置図は１３ページから１５ページになります。 番号５２番については、農地転用の手続を行わずに既に道路として利用していたため、始末書が提出されております。 同じく５５番についても、手続を行わず既に露店駐車場として利用していたため、始末書が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で、報告第１号農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	この件について、質疑があればお願いいたします。 ございませんか。
	≪委員より質疑等なし≫
議長	質疑がないようですので、報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は１１ページから１４ページ、位置図は１６ページから２０ページになります。 番号４２番と４３番は関連案件です。 ４３番については、前の所有者が農地転用の手続を行わず既に宅地として利用していたため､顛末書が提出されております。 番号６０番については、過去に届出が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。 以上で、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定によ

	る届出について、報告を終わります。
議長	この件について、質疑があればお願いいたします。 ございませんか。
	≪委員より質疑等なし≫
議長	質疑がないようですので、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第３号、農地等の公売に伴う買受適格者証明申請の専決処理について、報告します。 お願いいたします。
事務局	報告第３号、農地等の公売に伴う買受適格証明申請（届出関係）の専決処理について、報告させていただきます。 議案書１５ページ、位置図は２１ページになります。 これにつきましては、先月報告した案件の続きになります。 落札者が改めて農地法の手続を行うこととなります。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに基づき、事務局長が専決処理を行い、証明書を交付したものであります。 以上で、報告第３号、農地等の公売に伴う買受適格証明申請（届出関係）の専決処理について、報告を終わります。
議長	この件について、質問等があればお願いいたします。 ございませんか。
	≪委員より質疑等なし≫
議長	質疑がないようですので、報告第３号、農地等の公売に伴う買受適格者証明申請の専決処理について、報告を終わります。 続きまして、報告第４号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告します。 それでは、説明をお願いします。
事務局	報告第４号､地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告させていただきます。 議案書は１６ページ、位置図は２２ページになります。 番号５７番については、令和２年７月８日付で許可した案件で、非農地として回答しました。 以上で、報告第４号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。
議長	ありがとうございます。この件につきまして、質問等があれ

	ばお願いいたします。 ございませんか。 ≪委員より質疑等なし≫
議長	質疑がないようですので、報告第４号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。 それでは、３のその他について、事務局から何かありますか。 特にないようですので､以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。 次回の第５回農業委員会総会は５月７日火曜日、午前１０時から、ここ７階会議室で行います。本日は大変ありがとうございました。

（閉会　午前１０時５５分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和６年５月７日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

廿日市市農業委員会委員（　３番委員）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

廿日市市農業委員会委員（　４番委員）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿